

令和10年度全国高等学校総合体育大会

岐阜県準備委員会設置要綱

(設 置)

第1条 令和10年度全国高等学校総合体育大会東海ブロック大会（以下「大会」という。）の開催準備を推進することを目的に、全国高等学校総合体育大会岐阜県準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、次の業務を行う。

- (1) 大会の開催基本構想の策定に関すること。
- (2) 競技種目別大会の開催日程に関すること。
- (3) 県と会場地の業務分担に関すること。
- (4) 岐阜県実行委員会及び会場地実行委員会の設立準備に関すること。
- (5) その他大会の開催準備に必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、岐阜県教育委員会教育次長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から準備委員会の目的が達成されたときまでとする。

- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(会 議)

第5条 準備委員会は、必要に応じて体育健康課長が招集する。

- 2 議長は、会長が行うこととする。
- 3 準備委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。この場合、前項の規定の適用については、当該委員の出席があったものとみなす。

(競技種目別会議)

第6条 準備委員会は、会場地に競技種目別会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議では、会場地担当者と岐阜県高等学校体育連盟専門部担当者及び県担当者が、競技運営の詳細について企画・立案する。

(庶 務)

第7条 準備委員会に関する事務は、岐阜県教育委員会体育健康課において処理する。

(解 散)

第8条 準備委員会は、その目的を達成したときに解散する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月4日から施行する。